



### 「保健医療福祉施設における暴力対策指針」をご存知ですか

日本看護協会の実態調査で、

- ① 病院内での暴力・トラブルの発生頻度は昼夜を問わないこと
- ② 保健医療福祉施設に勤務する職員のうち3割以上が身体的暴力や言葉の暴力を受けており「職場ではよくある」と認識していること
- ③ 職場内の暴力を防止する対策が不十分であることなどが明らかになりました。

これらに対応するため、看護者の安全確保の取り組みの一環として2006年11月、

「保健医療福祉施設における暴力対策指針—看護者のために—」が作成され、各施設に配布されています。

内容として①「看護者が被害者となる暴力への対応」②暴力のリスクマネジメントの実際③チェックリスト付きで  
すぐ使える、暴力が発生した場合の対応についてなどが記述されています。

効果的な暴力対策には、包括的かつ組織的な取り組みが不可欠と言われています。みなさまの施設でもこの指針を  
参考にして、看護者のために暴力対策に取り組んでみませんか。

同指針は、日本看護協会ホームページ (<http://www.nurse.or.jp/semon/bouryokusisin.pdf>) に全文掲載されています。